

河合町まちづくり基本条例庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 住民の参画と協働によるまちづくりを進めていくため、住民や町の責務などの基本理念や基本原則を定める（仮称）まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）の制定に向け必要な事項を検討するため、河合町まちづくり基本条例庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査し検討する。

- (1) 基本条例素案の作成、調査及び研究に関すること
- (2) 河合町まちづくり基本条例検討審議会の審議補助に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 副町長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 別表に掲げる者

2 委員長は検討会議を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 検討会議の会議は、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参加させることができる。

4 委員長は、第2条に規定する掌握事務について、会議の円滑な運営のため必要と認めるときは、職員により構成するワーキンググループを設置することができる。

5 委員の任期は、検討会議の設置の日から基本条例策定終了までとする。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、企画部政策調整課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までになされた手続その他の行為については、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第３条第１項関係）

副町長
教育長
参事
企画部長
総務部長
福祉部長
環境部長
まちづくり推進部長
企画部次長
広報広聴課長